

瀬戸市告示第15号

平成20年瀬戸市告示第35号（会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等に委任させた件）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第1表 会計管理者の権限に属する事務の委任			第1表 会計管理者の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
文化課	<u>1 文化課発行の図書代金の収納</u> <u>2 ノベルティ・こども創造館における創作体験等で使用する材料実費等の収納</u>	<省略>	文化課	文化課発行の図書代金の収納	<省略>
まるっとミュージアム課	<省略>	<省略>	まるっとミュージアム課	<省略>	<省略>
			<u>ノベルティ・こども創造館</u>	<u>創作体験等で使用する材料実費等の収納</u>	<u>ノベルティ・こども創造館長の職にある出納員</u>
<u>生活安全課</u>	<省略>	<u>生活安全課長の職にあ</u>	<u>生活課</u>	<省略>	<u>生活課長の職にある出</u>

		る出納員			納員
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
市民課	<u>1</u> 課の窓口事務における使用料及び手数料等の収納 <u>2</u> <u>市民サービスセンターにおける市税及び税外収入金の収納</u>	<省略>	市民課	課の窓口事務における使用料及び手数料等の収納	<省略>
支所	<省略>	<省略>	支所	<省略>	<省略>
			<u>市民サービスセンター</u>	<u>市税及び税外収入金の収納</u>	<u>市民サービスセンター所長の職にある出納員</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
子ども家庭課	<u>1</u> <省略> <u>2</u> <u>保育所使用料の収納</u> <u>3</u> <省略> <u>4</u> <省略> <u>5</u> <u>のぞみ学園における使用料等の収納</u> <u>6</u> <u>のぞみ学園における講座等の参加者負担金等の収納</u>	<省略>	子ども家庭課	<u>1</u> <省略> <u>2</u> <省略> <u>3</u> <省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
国保年金課	<省略>	<省略>	国保年金課	<省略>	<省略>
			<u>のぞみ学園</u>	<u>1</u> <u>使用料等の収納</u> <u>2</u> <u>講座等の参加者負担金等の収納</u>	<u>のぞみ学園長の職にある出納員</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
会計課	<u>1</u> 納入通知書等による公金の収納	<省略>	会計課	納入通知書等による公金の収納（指定金	<省略>

<p>(指定金融機関又は指定代理金融機関の瀬戸市役所派出所の取扱時間を除く。)</p> <p>2 <u>愛知県収入証紙の売りさばき代金の収納</u></p> <p>3 <u>郵便切手類の販売代金及び収入印紙の売りさばき代金の収納</u></p>	<p>融機関又は指定代理金融機関の瀬戸市役所派出所の取扱時間を除く。)</p>
--	---

第2表 出納員の権限に属する事務の委任			第2表 出納員の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
文化課	<u>ノベルティ・こども創造館における創作体験等で使用する材料実費等の収納</u>	<u>文化課に属する出納補助員</u>			
<u>生活安全課</u>	<省略>	<u>生活安全課に属する出納補助員</u>	<u>生活課</u>	<省略>	<u>生活課に属する出納補助員</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
税務課	<省略>	<省略>	税務課	<省略>	<省略>
市民課	<u>市民サービスセンターにおける市税及び税外収入金の収納</u>	<u>市民課に属する出納補助員</u>			
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
こども家庭課	1 <省略> 2 <u>保育所使用料の収納</u> 3 <省略> 4 <省略> 5 <u>のぞみ学園にお</u>	<省略>	こども家庭課	1 <省略> 2 <省略> 3 <省略>	<省略>

	<u>ける使用料等の収納</u> <u>6 のぞみ学園にお</u> <u>ける講座等の参加</u> <u>者負担金等の収納</u>				
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>